

○町民農園事業運営要綱

(総則)

第1条 葉山町に住所を有する町民が、土と緑に親しみ、収穫の喜びを通じて、都市近郊農業の生産と消費に対する理解を深めるため、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）に基づき開設された町民農園事業（以下「農園」という。）の運営について、本要綱に定める。

(設置等)

第2条 設置する町民農園は次のとおりとする。

(1) 木古庭町民農園

総面積2,036.3㎡ 木古庭1487番他 9筆

(2) 上山口町民農園

総面積1,570.0㎡ 上山口2339番他 6筆

(利用区画)

第3条 農園の1区画の面積は15平方メートルとする。

なお、利用区画は、2年間利用区画及び4年間利用区画の2種類とする。

(利用の申込)

第4条 農園を利用しようとする世帯の代表者は、木古庭町民農園利用申込書（第1号様式）または、上山口町民農園申込書（第2号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、補欠者若干名を含めて抽選により決定するものとする。

3 利用区画の決定方法は次のとおりとする。

(1) 木古庭町民農園の利用区画の決定方法

抽選で選ばれた申込者の希望利用期間に応じて、町長が決定するものとする。

(2) 上山口町民農園の利用区画の決定方法

抽選で選ばれた申込者の希望利用期間に応じて、町長が決定するものとする。

4 利用者が、利用期間中に当該農園の利用を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の7日前までに、町民農園利用廃止届（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

5 第1項に規定する利用の申込をする場合において、当該利用の申込が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは、受理しないものとする。また既に受理しているものは、取り消すことができる。

6 利用期間年度途中で申込をする場合は、先着順で希望の空き区画に入ることができるものとする。

(利用期間)

第5条 農園の利用期間は次のとおりとする。

(1) 木古庭町民農園

2年間利用区画は、令和5年4月1日から令和7年2月末まで

4年間利用区画は、令和3年4月3日から令和7年2月末まで

(2) 上山口町民農園

令和5年4月1日から令和7年2月末まで

2 前項の利用期間の中途において農園の利用を開始した者の利用期間は、申込日から前項の利用期間の末日までとする。

(利用料)

第6条 利用者は、1区画15平方メートル800円に利用月数を乗じて得た利用料を納付しなければならない。この場合において、利用月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 利用者は、利用年度ごとに前項の規定により算定した利用料を通知した日から30日以内に納付書により支払わなければならない。

(利用料の還付)

第7条 既納の利用料は、原則として還付しない。ただし、天災等の借受者の責に帰すべきことができない事由によって農園の利用ができなくなった場合は、この限りでない。

(利用)

第8条 利用者の利用区画については、利用の権利以外の権利を有さない。

(行為の禁止)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 農園に設置してある工作物を撤去すること。
- (2) 農園を営利の目的に利用すること。
- (3) 農園の利用の権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供すること。
- (4) 作物・作物の葉や茎などの残さ・農具・肥料・ゴミ等を持ち帰らずに放置したり、耕作をしないで雑草が繁茂するなど、他の利用者又は周辺民家等に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 農園内で火気等の使用をすること。
- (6) 規定の駐車場以外に駐車すること。
- (7) 第4条により決定された自身の利用区画外で作物の栽培をすること
- (8) その他農園の設置目的に反すること。

(利用の取消し)

第10条 町長は、利用者が前条の規定に違反したとき、又は利用料を納付期限までに納付しないときは、その利用を取り消すことができる。

(原状回復)

第11条 利用者は、第5条に規定する利用期間満了の日（第4条第4項の規定により利用を廃止したとき、又は前条の規定により利用を取り消されたときは、指定された日）までに利用区画を自己の責任において原状に復さなければならない。

(損害賠償及び損失の補償)

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により農園をき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 町長は、第5条第3項の規定により農園を廃止したとき、又は第10条の規定により利用を取消しときは、利用者の栽培作物等の損失について、いかなる補償もしない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

(町民農園運営要綱の廃止)

町民農園運営要綱（平成3年7月1日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に承認を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に承認を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に承認を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に決定を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に決定を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に決定を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による